

(第6号様式の1)

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 5 年 ○ 月 ○ 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

宮城県柴田郡大河原町字南129番地の1

△△タクシー株式会社 代表取締役 甲 山 一 美 印

(電話番号)

記

- 1 請 求 金 額 450,000 円
- 2 内 訳 別記請求内訳書のとおり
- 3 令和 5 年 10 月 22 日執行 宮城県議会議員一般選挙 ( ○ ○ 選挙区)
- 4 候 補 者 の 氏 名 甲 野 乙 男
- 5 金融機関名, 口座名及び口座番号

金融機関名	××銀行	本・支店名	大河原支店
金融機関コード	0123	支店コード	111
預金種別	普通	口座番号	1234567
ふりがな	△△タクシー (カ) ダイヒョウトリシマリヤク コウヤマ カズミ		
口座名	△△タクシー(株) 代表取締役 甲山 一美		

備 考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、宮城県に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。